「事業計画と埋蔵文化財の関わりについて」(協議書)のご提出について

1. 届出時期

- ・事業の計画段階で協議書を提出してください。
- ※実際の工事着手にあたっては、工事着手の60日前までに「埋蔵文化財発掘の届出」(発掘届,文化財保護法第93条)を提出することが必要です。本協議はその前段階の手続きとなりますので、事業計画立案後出来るだけ早期に提出してください。
- ※計画の詳細な内容および下記添付書類に挙げた図面類が揃わない段階でも協議可能な場合がありますので、その際は町教育委員会へお気軽にお問い合わせください。
- 2. 記入方法(別紙記入例を参考にしてください)
 - ・個人の方が住宅等を新築・増改築される場合、協議書標題部分の事業名称には個人名を 含めず「個人住宅建築計画」等としてください。
 - ・事業実施年月日は、協議書提出時点で計画している予定時期をおおよそでも構わないので記入してください(「令和○年○月上旬~令和○年○月下旬」等)。
 - ・宮城県教育委員会より確認調査および発掘調査が指示された場合、工事の内容や着手時期の変更についての協議にご協力をお願いすることがあります。
- 3. 添付書類(個人住宅建築・造成等の場合)
- (1) 計画概要書
 - ・工事の概要等を記載した書面(任意様式・別紙記入例を参考にしてください)
- (2) 計画地を示した地図
 - ・遺跡地図の写し(町教育委員会にて添付可)
 - ・計画地の位置図(住宅地図等の写しに計画地を記入したものでも可)
 - ・計画地の平面図(土地の形状と計画建築物等の配置を示したもの)
- (3) 計画建築物等の図面
 - ・配置図・平面図・基礎伏図・基礎断面図(立面図・外観図・間取図は不要です)
 - ・地盤改良を行なう場合は平面図(杭伏図)・断面図(平面図に施工深度を記載する場合は省略可)
- (4) 付帯構造物等の図面
 - ・各種配管等……平面図・断面図(平面図に埋設深度を記載する場合は省略可)
 - · 便槽· 浄化槽等……平面図 · 断面図
- (5) 計画地の改変に関する図面
 - ・切土および盛土……平面図・断面図(現況・計画高さを記載)
 - ・擁壁等の構築物……平面図・断面図
 - ・敷地の舗装等……平面図・断面図

(6) 現況写真

・開発行為を行なう場所の現況を示す写真(数枚程度、普通紙に印刷したもので可)

4. その他

- (1) 地上部分の現状変更について
 - ・地上部分の現状変更(基礎撤去を伴わない建物解体、ビニールハウス等簡易な構築物の解体、抜根を伴わない樹木の伐採等)については、本協議の対象となりませんので実施していただいても構いません。
- (2) 地盤調査の実施について(資料提供のお願い)
 - ・地盤改良の要否判定等のための地盤調査の実施については、多くの場合は問題ありませんが、事前にご一報いただくようお願いします。
 - ・用地内の地盤調査を実施された場合は、遺跡調査の参考とさせていただくため、 資料提供にご協力をお願いします。
- ※協議書は同一内容のものを2部(町教委受付用と県教委への進達用)必要となります。
- ※県教育委員会からの回答書送付(概ね2週間程度)、および事業内容について確認させていただくことがありますので、申請担当者様のご連絡先をお知らせください。
- ※本様式(ワード形式・PDF形式)および最新版の蔵王町遺跡地図(PDF形式)は インターネット(http://www.dokitan.com/proce/)でダウンロードできます。